**埼玉県土木工事成績評定要領**

（目的）

第１条　この要領は、埼玉県が発注する土木工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（成績評定の対象）

第２条　成績評定の対象は、原則として１件の請負代金額が５００万円以上の請負工事とする。ただし、別表１に示す工事については、成績評定を省略するものとすることができる。

２　前項のもののうち、中間検査を実施したときに行う成績評定の対象は、当初請負代金額が１億円以上かつ工期が６ヶ月以上の請負工事とする。

（成績評定の内容）

第３条　成績評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

（評定者）

第４条　第３条の成績評定を行う者（以下、「評定者」という。）は、担当監督員、総括監督員ならびに検査員とする。

（成績評定方法）

第５条　成績評定は、監督または検査で確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　成績評定の結果は、別紙の建設工事成績報告書に記録するものとする。

３　工事における「工事特性」「創意工夫」、「社会性等」に関して、受注者から実施状況報告を様式１号により求めることとし、提出された内容を、成績評定に適切に反映させるものとする。

（成績の報告）

第６条　担当監督員及び総括監督員は工事が完成したとき、検査員は中間検査及び完成検査を実施したときにそれぞれ成績評定を行い、工事が完成したときに建設工事成績報告書により検査命令権者発注課所長に報告するものとする。

２　発注課所の職員が完成検査を実施した場合は、建設工事成績報告書は発注課所長が保管する。工事検査員が完成検査を実施した場合は、建設工事成績報告書は工事検査員が保管し、写しを発注課所長が保管するものとする。

３２　評定者は、完成検査前項に規定する成績評定実施の都度、工事執行管理（成績評定）システムに成績情報を入力するものとし、工事執行管理（成績評定）システム未導入の課所においては、業者情報管理システムに総評点及び施工状況（安全対策）の得点を入力するものとする。

（成績評定結果の通知）

第７条　発注者は、完成検査終了後遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事完成検査結果と併せて成績評定結果を様式２号により通知するものとする。

２　当該工事において、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定しない場合は、前項の規定によらず完成検査終了後遅滞なく、受注者に対し工事完成検査結果と併せて暫定成績評定結果を様式３号により通知するとともに、様式４により建設管理課長に報告するものとする。

（説明請求等）

第８条　第７前条第１項又は、第７条第２項による通知を受けた受注者は、これを受けた日から起算して１４日（閉庁日を含む。）以内に、様式５４号により発注者に対して成績評定の内容について説明を求めることができるものとする。

２　発注者は、前項による説明を求められたとき、発注課所長が設置する工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）により内容を審査し、様式６５号により回答しなければならないものとする。

（委員会の設置等）

第９条　委員会の委員長は、発注課所の長の職にあるものとする。

２　委員会の委員は、主幹級以上の職にある発注課所の職員の中から、委員長が指定する。ただし、当該工事の検査員である職員は除くものとする。

３　委員会は、委員長が招集するものとする。

４　委員長は、審査にあたり必要に応じて、当該工事の受注者、担当監督員及び総括監督員、検査員または工事検査員の出席を求めることができるものとする。

（成績評定の修正）

第１０条　発注課所長は、第８条第２項による審査の結果、当該成績評定を修正する必要があると認められた場合は、建設工事成績報告書の修正を行うい、検査命令権者に報告するものとする。

２　発注者は、第１前項による成績評定の修正について、遅滞なくその結果を、様式７６号により受注者へ通知するものとする。

３　発注者は、第１項による成績評定の修正について、様式８により建設管理課長に報告するとともに、工事執行管理（成績評定）システムによる評定点を修正するものとする。また、工事執行管理（成績評定）システム未導入の課所においては、業者情報管理システムによる評定点を修正するものとする。

（成績評定結果の確定及び通知）

第１１条　発注者は、第７条第２項により暫定成績評定結果の通知を行った後、以下による法令遵守等の措置がなされた場合は、遅滞なく第１０前条第１項及び第３項に準じて成績評定結果を確定するものとする。

　　○法令遵守等の措置における減点

|  |  |
| --- | --- |
| 措　　置　　内　　容 | 点数 |
| 1.入札参加停止３ヶ月以上 | －20点 |
| 2.入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満 | －15点 |
| 3.入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満 | －13点 |
| 4.入札参加停止２週間以上１ヶ月未満 | －10点 |
| 5.文書注意 | － 8点 |
| 6.口頭注意 | － 5点 |
| 7.工事関係の事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 | － 3点 |

２　第１前項により成績評定結果を確定した場合は遅滞なく、様式９７号により受注者へ通知するとともに、様式１０により建設管理課長に報告するものとする。

３　第１項により確定した成績評定結果の適用開始日は、建設管理課と調整のうえ設定するものとする。

４　第２項による通知を受けた受注者は、第８条に準じて、発注者に対し成績評定の内容について説明を求めることができるものとする。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。

（発注者による成績評定結果の公表）

第１２条　発注課所長は、完成検査後遅滞なく、様式１１８号により成績評定結果を閲覧に供するものとする。また、第１０条より成績評定結果を修正及び第１１前条により成績評定結果を確定した場合においても同様とする。

２　発注課所長は、閲覧者が氏名等を告げることなく自由に閲覧することができる状態にしなければならないものとする。

３　閲覧に供する期間は、当該工事が完成した翌年度末までとする。

４　第８条の定めによるものを除き、内容に関する問い合わせには応じないものとする。

（発注者以外での成績評定結果の公表）

第１３条　前条の規定による公表のほか、建設管理課は、平成１６年度以降の過年度に確定した成績評定結果を、ホームページにおいて公表するものとする。

２　内容に関する問い合わせには応じないものとする。

別表１　成績評定を省略することができる工事

|  |
| --- |
| 主たる工事内容が、出来形管理基準において規格値の定めがない工種で構成されているもの |
| 主たる工事内容が、照明灯、防護柵（転落防止柵含む）、標識（情報板含む）、区画線、視線誘導標のいずれかに該当する工事 |
| 単価契約工事 |
| その他、発注者が認めた工事（建設管理課長あて協議が必要） |

　　　附　則

　この要領は、昭和48年４月20日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、昭和61年５月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成元年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成４年４月1日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成８年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成14年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成16年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成18年12月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成19年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成19年10月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成23年４月1日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成31年４月1日から適用する。